

事業報告書			
医療法人整理番号		28090	
報告期間		自 令和7年4月1日	
		至 令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人協和会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	兵庫県	
	都道府県	兵庫県	
	市区町村	川西市	
	町名・番地	火打1丁目7番13号	
	建物名		
		従たる事務所の記載はこちら	
(3)	設立認可年月日	昭和57年4月1日	
(4)	設立登記年月日	昭和57年8月24日	
(5)	理事長の氏名	北川	
	姓	透	
	名	18	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員の人数		
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書												
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)												
種類	施設の名称	指定管理者	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数		療養病床	介護保険	医療保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	川西市立総合医療センター	川西市から指定を受けて管理	2813105484	兵庫県川西市火打 1丁目4番1号	一般病床	405	0	0	0	0	0	0
病院	協立記念病院		2813100877	兵庫県川西市平野 1丁目39番1号	一般病床	252	213	0	0	0	0	0
病院	協和会病院		2711604153	大阪府吹田市岸部北1丁目24番1号	一般病床	301	0	0	0	0	0	0
病院	協和マリンホスピタル		2810909880	兵庫県西宮市西宮浜4丁目15番1号	一般病床	140	0	0	0	0	0	0
病院	第二協立病院		2813102385	兵庫県川西市栄町 5番28号	一般病床	397	0	0	0	0	0	0
病院	千里中央病院		2714011851	大阪府豊中市新千里東町1丁目4番3号	一般病床	400	0	0	0	0	0	0
病院	真面目立病院	真面目市から指定を受けて管理	2718801124	大阪府真面目市善野5丁目7番1号	一般病床	317	0	0	0	0	0	0

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書						
2-(1) 本事業務 (介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	ウエルハウス川西		2853180012	兵庫県川西市中央町15番25号	130	40
介護老人保健施設	ウエルハウス協和		2751680022	大阪府吹田市岸部北1丁目24番2号	136	50
介護老人保健施設	ウエルハウス西宮		2850980067	兵庫県西宮市西宮浜4丁目15番1号	129	30
介護老人保健施設	ウエルハウス清和台		2853180020	兵庫県川西市清和台東2丁目1番2号	100	50

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書				
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）				
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考	
協和訪問看護ステーション		大阪府豊中市新千里東町1丁目4番3号		
協立訪問看護ステーション		兵庫県川西市中央町15番27号		
多田地域包括支援センター	川西市から委託を受けて管理	兵庫県川西市平野2丁目 11番5号		
川西地域包括支援センター	川西市から委託を受けて管理	兵庫県川西市中央町15番27号		
吹田市岸部地域包括支援センター	吹田市から委託を受けて管理	大阪府吹田市岸部北1丁目 24番2号		
協立ケアプランセンター		兵庫県川西市中央町15番27号		
マリナケアプランセンター		兵庫県西宮市西宮浜4丁目 15番1号		
千里中央ケアプランセンター		大阪府豊中市新千里東町1丁目4番3号		
協立ヘルパーステーション		兵庫県川西市中央町15番27号		
スミスヘルパーステーション		兵庫県川西市平野2丁目 11番5号		
協和ヘルパーステーション		大阪府吹田市岸部北1丁目 24番2号		
吹田市桃山台・竹見台地域包括支援センター	吹田市から委託を受けて管理	大阪府吹田市津雲台1丁目 2番1号千里ニュータウン5階		
吹田市千里ニュータウン障がい者相談支援センター	吹田市から委託を受けて管理	大阪府吹田市津雲台1丁目 2番1号千里ニュータウン5階		
看護小規模多機能型居宅介護施設スミスの母里		兵庫県川西市火打1丁目 21番14-2号		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書		
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		
日付	議決又は同意した事項	
令和7年5月12日	1. 基本財産の追加設定および根拠当権設定に関する件	
令和7年6月23日	1. 2024年度の基本財産の設定、処分及び抵当権設定の承認に関する件	
令和7年6月23日	2. 2024年度の決算承認に関する件	
令和7年6月23日	3. 任期満了に伴う理事、監事の選任に関する件	
令和7年6月23日	4. 定款の一部変更に関する件	
令和7年8月4日	1. 借入金額の最高限度額に関する件	
令和8年3月30日	1. 2026年度収支予算案及び借入計画の承認に関する件	
令和8年3月30日	2. 社員の退社、役員（理事）の就任及び辞任に関する件	
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。		

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要がある理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注)				
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するため必要がある理由を記載すること。				
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和7年4月1日	箕面市立病院（箕面市より指定管理業務受託）

2-(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人協和会
所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

※医療法人整理番号 28090

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	17,011,897	I 流動負債	10,776,386
現金及び預金	9,729,243	支払手形	1,958,294
事業未収金	6,765,555	買掛金	652,835
たな卸資産	157,196	短期借入金	4,124,290
未収金	283,790	未払金	928,599
その他の流動資産	142,995	未払費用	838,093
貸倒引当金	-66,883	未払法人税等	338,890
その他の流動資産		未払消費税等	33,954
		預り金	245,623
		賞与引当金	1,552,900
		その他引当金	24,200
		その他の流動負債	78,706
		その他の流動負債	
II 固定資産	17,855,075	II 固定負債	16,279,142
1 有形固定資産	15,433,066	長期借入金	15,284,134
建物	7,143,996	長期未払金	726,121
構築物	78,245	長期リース債務	268,886
医療用器械備品	744,235	その他引当金	
その他の器械備品	383,252	その他の固定負債	
有形リース資産	312,265		
土地	6,771,070		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	27,055,529
		純資産の部	
2 無形固定資産	437,688	科目	金額
借地権	315,391	I 出資金	0
ソフトウェア	121,803	II 積立金	7,811,443
その他の無形固定資産	494	設立等積立金	3,565,478
		圧縮積立金	67,649
3 その他の資産	1,984,320	繰越利益積立金	4,178,315
長期貸付金	739,361		
長期前払費用	59,332		
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
繰延税金資産	631,092	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	554,533	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産		繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産			
		純資産合計	7,811,443
資産合計	34,866,972	負債・純資産合計	34,866,972

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人協和会
所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

医療法人整理番号 28090

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			43,639,252
2 事業費用			
(1) 事業費	41,631,174		
(2) 本部費	1,026,638		42,657,812
本来業務事業利益			981,440
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			1,081,266
2 事業費用			1,107,700
附帯業務事業損失			26,434
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			955,006
II 事業外収益			
受取利息	15,873		
その他の事業外収益	0		15,873
III 事業外費用			
支払利息	246,616		
その他の事業外費用	77,888		324,504
経常利益			646,375
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	21,999		21,999
V 特別損失			
固定資産売却損	0		
その他の特別損失	28,204		28,204
税引前当期純利益			640,170
法人税・住民税及び事業税	350,752		
法人税等調整額	-183,675		167,077
当期純利益			473,093

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人協和会
所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(2026年 3月31日現在)

1. 資 産 額	34,866,972 千円
2. 負 債 額	27,055,529 千円
3. 純 資 産 額	7,811,443 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,011,897
B 固 定 資 産	17,855,075
C 資 産 合 計 (A+B)	34,866,972
D 負 債 合 計	27,055,529
E 純 資 産 (C-D)	7,811,443

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人協和会

所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者
該当事項なし。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
理事	北川 透	医師	当法人の理事長	当法人借入に 対する債務保証 (注1)	8,505,526	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当法人は、銀行借入の一部に対して、当法人の理事長より債務保証を受けている。

なお、保証料の支払は行っていない。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人協和会
理事長 北川 透 殿

私は、医療法人協和会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月4日

医療法人協和会

監事 松本 康男

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項なし。

2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

最終仕入原価法

3 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

税法上の一括償却資産については、3年間の均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
構築物	5年～45年
医療用器械備品	2年～10年
その他の器械備品	2年～20年

② 無形固定資産

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 修繕引当金

漏水事故による建物の復旧工事に要する支出に備えるため、支出見込額を計上しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税込方式によっております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

補助金等の会計処理方法

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、受取った会計年度に一括して収益として計上しております。なお、対象となる固定資産について法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は2012年3月31日以前に取得した固定資産については積立金方式によって処理し、2012年4月1日以降に取得した固定資産については直接減額する方法によって処理しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項なし。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項なし。

9 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科目	金額（千円）
事業未収金	716,966
建物	6,856,693
土地	6,234,478
借地権	315,391
計	14,123,529

【担保に係る債務】

科目	金額（千円）
短期借入金	765,006
長期借入金 （1年内返済予定を含む）	12,783,236
計	13,548,242

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

（1）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
理事	北川 透	医師	当法人の理事長	当法人借入に対する債務被保証 （注1）	8,505,526	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）当法人は、銀行借入の一部に対して、当法人の理事長より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払は行っておりません。

11 重要な偶発債務に関する事項

下記について債務保証を行っております。

篠山学園及び大阪青山大学留学生に対する社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会及び大阪府社会福祉協議会による介護福祉士等修学資金貸付 77,985 千円

1 2 重要な後発事象に関する事項

該当事項なし。

1 3 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 基本財産の増減額及びその残高

	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
建物	7,355,155	123,065	479,545	6,998,675
構築物	74,323	11,196	8,262	77,256
土地	6,766,443	281,677	281,677	6,766,443
借地権	315,391	-	-	315,391
その他の無形固定資産	698	-	203	494
差入保証金	332,260	-	-	332,260
合 計	14,844,271	415,939	769,689	14,490,521

② 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生原因別内訳

	2026年3月31日
繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税	1,918
賞与引当金	454,068
未払費用	71,288
貸倒引当金	6,088
修繕引当金	7,076
ゴルフ会員権評価損	13,783
減価償却限度超過額	9,697
減損損失	232,109
前受金	23,009
その他	5,459
繰延税金資産小計	824,499
評価性引当額	△165,451
繰延税金資産合計	659,047
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△27,954
繰延税金負債合計	△27,954
繰延税金資産の純額	631,092

③ 有形固定資産の減価償却累計額

21,208,233 千円

④ 補助金の内訳書

補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位:千円)

内訳		交付者	金額	計上区分
施設整備	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金	大阪府	16,180	特別利益
	電子処方箋導入管理サービス端末補助金	社会保険診療報酬支払基金	4,587	特別利益
	その他 3 件		1,232	特別利益
	小計		21,999	
運営費	医療機関等賃上げ・物価上昇に対する支援事業補助金	厚生労働省	699,183	本来業務
	医療機関等物価高騰対策・食材料費高騰対策一時支援金	大阪府	65,457	本来業務
	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金	兵庫県	56,280	本来業務
	医療機関等における光熱費高騰対策一時支援金	兵庫県	40,803	本来業務
	生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金	大阪府	24,720	本来業務
	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金	大阪府	9,776	本来業務
	豊能地域救急医療対策事業	豊中市	9,382	本来業務
	救急搬送患者受入促進事業費補助金	大阪府	9,160	本来業務
	介護人材確保・職場環境改善事業補助金	兵庫県	7,270	本来業務
	臨床研修費等補助金(医師)	大阪府	7,070	本来業務
	医療機関等物価高騰対策応援金	吹田市	6,020	本来業務
	保育所運営事業	大阪府	5,755	本来業務
	社会福祉施設等従事者支援事業	大阪府	4,830	本来業務
	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金	大阪府	3,918	附帯業務
	病院群輪番補助金	川西市医師会	3,480	本来業務
	医療機関等物価高騰対策事業支援金	豊中市	3,200	本来業務
	保育所運営事業	兵庫県	3,169	本来業務
	介護人材確保・職場環境改善事業補助金	大阪府	2,803	本来業務
	医療施設等分娩取扱支援事業費補助金	大阪府	2,500	本来業務
	介護保険サービス事業所物価高騰対策応援金	吹田市	2,500	本来業務
	臨床研修費等補助金(医師)	兵庫県	2,233	本来業務
	社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金	大阪府	2,079	本来業務
	物価高騰対策支援給付金	西宮市	1,968	本来業務
	社会福祉施設における光熱費等高騰対策一時支援金	兵庫県	1,504	本来業務
	小児科救急対応病院群輪番制運営費補助事業補助金	兵庫県	1,455	本来業務
	新人看護職員研修事業	大阪府	1,388	本来業務
	物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業補助金	西宮市	1,192	本来業務
	その他 21 件		9,507	本来業務
	その他 31 件		2,601	附帯業務
	小計		991,209	
計			1,013,208	

様式第四号

法人名 医療法人協和会

所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	積立金				純資産合計
	設立等積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
2025年4月1日 残高	3,565,478	72,774	3,700,098	7,338,350	7,338,350
会計年度中の変動額					
当期純利益			473,092	473,092	473,092
固定資産圧縮積立金の取崩		△ 5,133	5,133	-	-
税率変更による固定資産圧縮積立金の増加		9	△ 9	-	-
会計年度中の変動額合計	-	△ 5,124	478,216	473,092	473,092
2026年3月31日 残高	3,565,478	67,649	4,178,315	7,811,443	7,811,443

法人名 医療法人協和会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	22,920,765	123,065	214,418	22,829,412	15,685,415	484,511	7,143,996
	構築物	593,537	11,196	13,673	591,059	512,814	8,358	78,245
	医療用器械備品	3,094,978	391,228	37,345	3,448,861	2,704,625	304,333	744,235
	その他の器械備品	2,516,196	248,928	122,219	2,642,905	2,259,652	184,834	383,252
	リース資産	-	357,991	-	357,991	45,725	45,725	312,265
	土地	6,771,070	-	-	6,771,070			6,771,070
	計	35,896,548	1,132,408	387,656	36,641,300	21,208,233	1,027,764	15,433,066
無形固定資産	借地権	315,391	-	-	315,391			315,391
	ソフトウェア	298,758	37,360	21,147	314,970	193,167	53,788	121,803
	その他の無形固定資産	8,985	-	-	8,985	8,490	203	494
	計	623,134	37,360	21,147	639,347	201,658	53,992	437,688
その他の資産	奨学金長期貸付金	557,342	353,357	171,337	739,361			739,361
	長期前払費用	69,042	34,288	27,080	76,251	16,918	5,653	59,332
	差入保証金	525,608	11,951	4,220	533,339			533,339
	繰延税金資産	447,417	183,675	-	631,092			631,092
	その他の固定資産	21,219	-	25	21,194			21,194
	計	1,620,629	583,272	202,663	2,001,238	16,918	5,653	1,984,320

(注) 1 主要な増加額及び減少額は次のとおりであります。

(増加)

医療用器械備品	川西市立総合医療センター	218,603千円
リース資産	箕面市立病院	357,991千円
奨学金長期貸付金	本部	353,357千円

(減少)

建物	協立記念病院	187,009千円
----	--------	-----------

2 国庫補助金等で取得した資産の圧縮額は、21,373千円（その他の器械備品 6,810千円、ソフトウェア 14,563千円）であり、当期取得分は当期増加額から控除し、前期以前取得分は当期減少額に含めております。

様式第六号

法人名 医療法人協和会
所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	42,995	66,883	5,450	37,544	66,883
賞与引当金	1,132,404	1,552,900	1,132,404	-	1,552,900
修繕引当金	24,200	-	-	-	24,200

(注) 1 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替えによる戻入額であります。

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,185,006	965,006	1.48%	－
1年以内に返済予定の 長期借入金	2,910,278	3,159,284	1.79%	－
1年以内に返済予定の 長期未払金	381,001	424,897	1.26%	－
1年以内に返済予定の 長期リース債務	－	44,833	1.39%	－
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	12,421,514	15,284,134	1.42%	2027年4月30日 ～2038年2月10日
長期未払金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	750,257	726,121	1.41%	2027年4月1日～ 2031年3月5日
長期リース債務（1年以内に 返済予定のものを除く。）	－	268,886	1.39%	2027年4月1日～ 2033年2月28日
合 計	17,648,057	20,873,163	－	－

（注） 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、長期未払金及び長期リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年以内における返済予定額は以下の通りであります。

(千円)

区 分	1年超2年以内 返済予定額	2年超3年以内 返済予定額	3年超4年以内 返済予定額	4年超5年以内 返済予定額
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	2,919,162	2,441,068	2,163,552	1,864,083
長期未払金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	343,490	216,286	124,090	42,254
長期リース債務（1年以内に 返済予定のものを除く。）	45,402	45,980	46,565	47,159
合 計	3,308,054	2,703,334	2,334,208	1,953,496

様式第八号

法人名医療法人協和会

※医療法人整理番号

所在地兵庫県川西市火打1丁目7番13号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人協和会
所在地 兵庫県川西市火打1丁目7番13号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計		
材料費	7,347,858	-	7,347,858	2,107	7,349,966
給与費	25,526,629	406,806	25,933,436	892,071	26,825,508
委託費	3,110,358	104,787	3,215,145	47,736	3,262,882
経費	5,646,327	515,043	6,161,371	165,785	6,327,156
計	41,631,174	1,026,638	42,657,812	1,107,700	43,765,513

独立監査人の監査報告書

2026 年 5 月 23 日

医療法人 協和会

理事会 御中

御堂筋監査法人
大阪府豊中市
指定社員
業務執行社員

公認会計士

迫口博之 

監査意見

当監査法人は、医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、医療法人協和会の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 44 期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上